
* * * * *
* * * * *
* 令和7年第4回鹿沼市議会定例会議案説明書 *
* * * * *
* * * * *

令和7年第4回鹿沼市議会定例会議案説明書

◎ 報告第20号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和7年4月2日深津地内の市道上において、市内在住者が所有する普通乗用自動車が行中、道路欠損部に落ち、破損させたことに対し、損害賠償の額を16,650円とし、和解したものである。

(参照条文) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長専決処分事項の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

記

1件100万円以下の事件に関し、市がその当事者である和解をすること。

1件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

◎ 報告第21号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和7年4月2日深津地内の市道上において、市外在住者が所有する普通乗用自動車が行中、道路欠損部に落ち、破損させたことに対し、損害賠償の額を64,092円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第20号と同じ。

◎ 報告第 2 2 号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和 7 年 4 月 2 日深津地内の市道上において、市内在住者が所有する小型乗用自動車が行中、道路欠損部に落ち、破損させたことに対し、損害賠償の額を 1 2, 0 1 9 円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第 2 0 号と同じ。

◎ 報告第 2 3 号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和 7 年 4 月 2 日深津地内の市道上において、市外在住者が所有する普通乗用自動車が行中、道路欠損部に落ち、破損させたことに対し、損害賠償の額を 6 3, 4 4 8 円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第 2 0 号と同じ。

◎ 報告第 2 4 号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和 7 年 4 月 2 日深津地内の市道上において、市内在住者が所有する小型乗用自動車が行中、道路欠損部に落ち、破損させたことに対し、損害賠償の額を 9, 3 5 1 円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第 2 0 号と同じ。

◎ 報告第 2 5 号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和 7 年 4 月 2 日深津地内の市道上において、市内在住者が所有する普通乗用自動車が行中、道路欠損部に落ち、破損させたことに対し、損害賠償の額を 6 6, 0 7 9 円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第20号と同じ。

- ◎ 報告第26号 専決処分事項の報告について
(損害賠償の額の決定及び和解)

令和7年4月2日深津地内の市道上において、市外在住者が所有する普通乗用自動車が行中、道路欠損部に落ち、破損させたことに対し、損害賠償の額を11,515円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第20号と同じ。

- ◎ 報告第27号 専決処分事項の報告について
(損害賠償の額の決定及び和解)

令和7年4月2日深津地内の市道上において、市内在住者が所有する小型乗用自動車が行中、道路欠損部に落ち、破損させたことに対し、損害賠償の額を20,790円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第20号と同じ。

- ◎ 報告第28号 専決処分事項の報告について
(損害賠償の額の決定及び和解)

令和7年4月2日深津地内の市道上において、市内在住者が所有する小型乗用自動車が行中、道路欠損部に落ち、破損させたことに対し、損害賠償の額を32,704円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第20号と同じ。

◎ 報告第 29 号 専決処分事項の報告について
(損害賠償の額の決定及び和解)

令和 7 年 4 月 2 日深津地内の市道上において、市内在住者が所有する小型乗用自動車が行中、道路欠損部に落ち、破損させたことに対し、損害賠償の額を 14,508 円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第 20 号と同じ。

◎ 報告第 30 号 専決処分事項の報告について
(損害賠償の額の決定及び和解)

令和 7 年 4 月 2 日深津地内の市道上において、市内在住者が所有する小型乗用自動車が行中、道路欠損部に落ち、破損させたことに対し、損害賠償の額を 25,618 円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第 20 号と同じ。

◎ 報告第 31 号 専決処分事項の報告について
(損害賠償の額の決定及び和解)

令和 7 年 4 月 2 日深津地内の市道上において、市内在住者が所有する小型乗用自動車が行中、道路欠損部に落ち、破損させたことに対し、損害賠償の額を 48,587 円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第 20 号と同じ。

◎ 報告第 32 号 専決処分事項の報告について
(損害賠償の額の決定及び和解)

令和 7 年 4 月 2 日深津地内の市道上において、市内在住者が所有する小型乗用自動車が行中、道路欠損部に落ち、破損させたことに対し、損害賠償の額を 40,481 円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第20号と同じ。

- ◎ 報告第33号 専決処分事項の報告について
(損害賠償の額の決定及び和解)

令和7年4月2日深津地内の市道上において、市外在住者が所有する普通貨物自動車が行中、道路欠損部に落ち、破損させたことに対し、損害賠償の額を137,060円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第20号と同じ。

- ◎ 報告第34号 専決処分事項の報告について
(損害賠償の額の決定及び和解)

令和7年7月3日黒川緑地において、職員が除草作業中、草刈り機の刃に接触した石が跳ね、駐車中の市内在住者所有の軽乗用自動車に当たり、破損させたことに対し、損害賠償の額を99,132円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第20号と同じ。

- ◎ 報告第35号 専決処分事項の報告について
(訴えの提起)

議案書記載の市営住宅の家賃の滞納者1人に対し、市営住宅の明渡し等を求める訴えを提起したものである。

(参照条文) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

記

市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停に関すること。

◎ 報告第36号 令和6事業年度公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団事業及び決算の報告について

公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団の令和6事業年度における事業及び決算に関する書類を法の定めるところにより提出するものである。

（参照条文） 地方自治法

第243条の3 第1項 省略

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

第3項 省略

◎ 報告第37号 令和6年度鹿沼市継続費精算報告について

令和5年度から2か年継続事業として実施した一般廃棄物最終処分場整備事業が令和6年度をもって終了したので、報告するものである。

（参照条文） 地方自治法施行令

第145条 第1項 省略

2 普通地方公共団体の長は、継続費に係る継続年度（中略）が終了したときは、継続費精算報告書を調製し、地方自治法第233条第5項の書類の提出と併せてこれを議会に報告しなければならない。

第3項 省略

- ◎ 報告第 38 号 令和 6 年度鹿沼市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和 6 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものである。

(参照条文) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

第 3 条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

第 2 項から第 7 項まで 省略

第 22 条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

第 2 項及び第 3 項 省略

- ◎ 認定第 1 号 令和 6 年度鹿沼市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ◎ 認定第 2 号 令和 6 年度鹿沼市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎ 認定第 3 号 令和 6 年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎ 認定第 4 号 令和 6 年度鹿沼市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎ 認定第 5 号 令和 6 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

◎ 認定第 6号 令和6年度鹿沼市粕尾財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

◎ 認定第 7号 令和6年度鹿沼市清洲財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

令和6年度一般会計予算は、当初以来10次にわたる補正を行った結果、予算総額は46,737,383,363円となり、これに対して決算額は、歳入において45,329,282,174円、歳出において44,124,693,050円、歳入歳出差引額1,204,589,124円であり、実質収支において1,002,276,339円の黒字決算となったものである。

なお、歳入歳出差引額と実質収支の差額は、継続費及び繰越明許費による翌年度へ繰り越すべき財源202,312,785円である。

この予算の執行に当たっては、引き続き厳しい財政の実態を認識し、極力、経費節減に努めながら、第8次鹿沼市総合計画「花と緑と清流のまち 笑顔あふれるやさしいまち」の3年目として、着実な推進を目指すとともに、物価高騰に対する生活支援や経済対策、令和6年8月26日に発生した大雨による災害復旧等を推進し、議決された予算の目的達成を図るよう努めた結果、歳出予算における執行率は94.4パーセント、翌年度への繰越事業を含めると97.4パーセントであり、行政需要にこたえ得る執行を成し遂げたと信ずるものである。

なお、監査委員から別冊「令和6年度鹿沼市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書」において意見が付されているとおり、引き続き健全な行財政運営を推進するとともに、指摘の点については、十分留意する考えである。

また、各特別会計とも実質収支において黒字決算となり、行政目的を達し得たものと確信するものである。

(参照条文) 地方自治法

第233条 第1項及び第2項 省略

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

第4項から第7項まで 省略

◎ 認定第 8号 令和6年度鹿沼市水道事業会計決算の認定について

令和6年度の水道事業は、拡張工事として5,733.8メートルの配水管を新設し、改良工事では、漏水対策布設替等として6,015.2メートルの配水管を更新した。

施設整備では口栗野第2浄水場にクリプトスポリジウム対策として紫外線処理設備工事を施工し、建設改良費総額では1,855,376,783円の支出であった。

また、給水人口は84,922人で前年度比0.8パーセントの減、年間総配水量は10,211,637立方メートルで前年度比0.3パーセントの減となった。

収益的収支においては、当年度の純利益は99,384,267円である。

なお、決算の内容については、別冊「令和6年度水道事業会計決算書」のとおりである。

また、監査委員から別冊「令和6年度鹿沼市公営企業会計決算審査意見書」において意見が付されているとおり、給水収益の減少や更新時期を迎えた管路の更新、耐震化などの課題に対応するため、今後も引き続き計画的な事業運営を進めるとともに、更なる経営の効率化に努め、将来にわたって水道水の安定供給に努めていくものである。

(参照条文) 地方公営企業法

第30条 第1項から第3項まで 省略

4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定(中略)に付さなければならない。

第5項から第9項まで 省略

◎ 認定第 9号 令和6年度鹿沼市下水道事業会計決算の認定について

令和6年度の下水道事業は、新たに市内各地域において989.7メートルの汚水管布設工事を行うとともに、下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道管路施設改築やマンホール修繕の実施設計、黒川終末処理場再構築工事を実施した。

また、雨水対策では、千手雨水第一幹線整備工事に着手し、内水による浸水想定区域図を作成した。

建設改良費総額では、642,938,503円の支出であった。

年度末の接続人口は、前年度から 357 人増の 62,204 人となり、年間処理水量は、10,373,585 立方メートルで前年度比 4.5 パーセントの減であった。

この結果、決算においては、収益的収支で当年度純利益 269,887,299 円であった。

なお、決算の内容については、別冊「令和 6 年度鹿沼市下水道事業会計決算書」のとおりである。

また、監査委員から別冊「令和 6 年度鹿沼市公営企業会計決算審査意見書」において意見が付されているとおり、人口減少等による使用料収入の減少や物価高騰、施設の老朽化に伴う維持管理費の増加に加え、施設の更新費用の増加により経営状況はさらに厳しさを増している。下水道使用料を令和 8 年 1 月から改定する予定であるが、引き続き効率的かつ効果的な事業運営を行うとともに、生活環境の改善、公衆衛生の向上、河川の水質保全等、都市の健全な発展に寄与し、良好な下水道サービスを安定的に提供できるよう、努力するものである。

(参照条文) 認定第 8 号と同じ。

◎ 議案第 5 2 号 令和 6 年度鹿沼市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

未処分利益剰余金 328,936,972 円のうち、99,384,267 円を建設改良積立金に積み立てるとともに、229,552,705 円を資本金に組み入れるためのものである。

(参照条文) 地方公営企業法

第 3 2 条 第 1 項 省略

2 每事業年度生じた利益の処分は(中略)、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

第 3 項及び第 4 項 省略

◎ 議案第 5 3 号 令和 6 年度鹿沼市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

未処分利益剰余金 539,530,308 円のうち、269,887,299 円を建設改良積立金に積み立てるとともに、269,643,009 円を資本金に組み入れるためのものである。

(参照条文) 議案第52号と同じ。

◎ 議案第54号 令和7年度鹿沼市一般会計補正予算(第5号)について

歳入については、国県支出金、繰越金等の増減額を計上し、歳出については、予防接種費、中小企業経営対策事業費、道路長寿命化対策事業費等の増減額を計上したもので、この補正額を1,017,232,000円の増とし、予算総額を43,997,329,000円とするものである。

なお、債務負担行為及び地方債の補正については、それぞれ第2表の1、第2表の2及び第3表のとおりである。

(参照条文) 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第1号 省略

(2) 予算を定めること。

第3号から第15号まで及び第2項 省略

◎ 議案第55号 令和7年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

歳入については、国庫支出金、繰入金及び繰越金の増減額を計上し、歳出については、国民健康保険事務費、予備費等の増額を計上したもので、この補正額を132,582,000円の増とし、予算総額を9,681,582,000円とするものである。

(参照条文) 議案第54号と同じ。

◎ 議案第56号 令和7年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算(第1号)について

歳入予算の更正として、繰越金の増額を計上し、繰入金の減額を計上するものである。

(参照条文) 議案第54号と同じ。

- ◎ 議案第57号 令和7年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算（第1号）
について

歳入については、国庫支出金、繰入金及び繰越金の増減額を計上し、歳出については、介護給付費準備基金積立金、償還金等の増額を計上したもので、この補正額を211,863,000円の増とし、予算総額を8,786,863,000円とするものである。

(参照条文) 議案第54号と同じ。

- ◎ 議案第58号 令和7年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

歳入については、繰入金及び繰越金の増額を計上し、歳出については、後期高齢者医療事務費及び予備費の増額を計上したもので、この補正額を19,668,000円の増とし、予算総額1,518,668,000円とするものである。

(参照条文) 議案第54号と同じ。

- ◎ 議案第59号 令和7年度鹿沼市粕尾財産区特別会計補正予算（第1号）
について

歳入予算の更正として、繰越金の増額を計上し、繰入金の減額を計上するものである。

(参照条文) 議案第54号と同じ。

- ◎ 議案第60号 令和7年度鹿沼市清洲財産区特別会計補正予算（第1号）
について

歳入予算の更正として、繰越金の増額を計上し、繰入金の減額を計上するものである。

(参照条文) 議案第54号と同じ。

◎ 議案第61号 市道路線の認定について

東町1丁目及び千渡地内における主要地方道宇都宮鹿沼線の整備並びに上野町地内における開発行為により、移管される旧県道及び新たに築造された道路を市道として認定するためのものである。

(参照条文) 道路法

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第3項から第5項まで 省略

第10条 第1項及び第2項 省略

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

◎ 議案第62号 市道路線の廃止について

千渡地内における主要地方道宇都宮鹿沼線の整備に伴い、道路の形態が無くなった市道を廃止するためのものである。

(参照条文) 議案第61号と同じ。

◎ 議案第63号 市道路線の変更について

東町1丁目及び千渡地内における主要地方道宇都宮鹿沼線の整備及び旧県道の移管並びに上野町地内における市道0344号線鹿沼駅東通りの整備に伴い、関係する市道の起点及び終点を変更するためのものである。

(参照条文) 議案第61号と同じ。

- ◎ 議案第64号 コミュニティセンター等の貸出体制の見直しに伴う関係
条例の整備に関する条例の制定について

コミュニティセンター等の利用制限を見直すことにより、公共施設の活用促進
を図るためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しな
ければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

第2号から第15号まで及び第2項 省略

- ◎ 議案第65号 鹿沼市行政手続における特定の個人を識別するための番
号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、本市の情報シ
ステムを標準準拠システムに移行することに伴い、本市の情報システムにおいて
市外の住民の情報を管理するためのものである。

(参照条文) 議案第64号と同じ。

- ◎ 議案第66号 鹿沼市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の
一部改正について

地方公務員法の一部改正に伴い、育児のための部分休業制度を拡充するととも
に、育児を行う職員に対する仕事と育児との両立に資する制度の情報提供等を任
命権者に義務付けるためのものである。

(参照条文) 議案第64号と同じ。

- ◎ 議案第 6 7 号 鹿沼市花木センター条例及び鹿沼市林産物需要拡大施設
条例の一部改正について

花木センターの再整備に合わせて、所在地の地番を改めるためのものである。

(参照条文) 議案第 6 4 号と同じ。

- ◎ 議案第 6 8 号 鹿沼市前日光ハイランドロッジ条例及び鹿沼市前日光つ
つじの湯交流館条例の一部改正について

施設を使用して飲食サービス等を提供する事業者が負担する専用使用料につ
いて、市外事業者の使用料の額を市内事業者と同額とすることにより、事業者の
参入を促進するためのものである。

(参照条文) 議案第 6 4 号と同じ。

- ◎ 議案第 6 9 号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員大塚壱久氏が令和 7 年 1 2 月 3 1 日をもって任期満了となるの
で、新たに金子善剛氏を推薦するためのものである。

(参照条文) 人権擁護委員法

第 6 条 第 1 項及び第 2 項 省略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙
権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権
擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に
携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体で
あつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団
体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁
護委員の候補者を推薦しなければならない。

第 4 項から第 8 項まで 省略

◎ 議案第70号 鹿沼市公平委員会委員の選任について

鹿沼市公平委員会委員佐伯全弘氏が令和7年9月23日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を選任するためのものである。

(参照条文) 地方公務員法

第9条の2 第1項 省略

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

第3項から第12項まで 省略